

明石市スポーツ協会の後援名義に関する使用許可基準

(平成27年4月)

(令和8年5月改訂)

明石市スポーツ協会における後援名義を使用許可する事業は、公共的又は公益的な団体等が実施する下記の事業に該当するもの、またはこれらに類するものである。

- 1 後援事業として、主に教育関係事業、体育・スポーツ関係事業、文化芸術関係事業、福祉関係事業、趣味・娯楽関係事業などであること。
- 2 事業の開催趣旨、実施内容について、公共性、公益性が認められること
- 3 行事全体に係る収入及び支出が明らかで、営利性がないこと。
- 4 行事の開催を広く市民一般に普及、啓発すべき行事であること。

ただし、上記の事業であっても、本会の施策及び、国、地方公共団体の行政施策に相反する内容の事業、または政治団体、宗教団体、労働団体等が本来の目的のために実施する事業については、後援しない。

後援名義に係る詳細確認事項について

(平成27年4月)

(令和8年5月改訂)

「明石市スポーツ協会後援名義に関する使用許可基準」に基づき、下記のとおり許可条件にあたる具体的かつ詳細な確認事項を定め、これら確認事項について内容審査を行う。

(団体としての確認事項)

- 1 本会の施策及び、行政施策に反する活動や言動を行っていない主催団体であること。
- 2 団体の活動目的が明確であり、継続的に活動が実施できる団体であること。
- 3 主催企業(団体)の本来業務に深く関係する行事で後援を行うことで団体のイメージアップにつながらないこと。
- 4 公序良俗に反する活動を行わず、公益な団体である旨の客観性が確保されていること。

(事業としての確認事項)

- 5 事業が営利目的で、収益を伴っていないこと。
- 6 事業内容に政治的な活動が認められないこと。
- 7 事業内容に宗教的な活動が認められないこと。
- 8 事業が労働団体の活動としての性質でないこと。
- 9 事業を広く一般市民に普及できること。(特定の限られた人を対象にしないこと)
- 10 事業の参加人数、実施場所などから判断し、行事の安全性が保たれていること。
- 11 参加料や入場料が高額で収支予算書の信憑性に欠けると判断されないこと。
- 12 新規事業の後援依頼で、事業の内容が不明確であり、実績によって判断が必要とされるものでないこと。

(その他の確認事項)

- 13 開催場所が市外で、市内の活動団体が関与せず、市民の参加も見込まれないと判断される行事でないこと。
- 14 チャリティーイベントなどの行事で、募金の送金が確認できないものでないこと、又は募金の趣旨が理解できないものでないこと。
- 15 以前に後援許可した事業の完了報告書が未提出でないこと。

- 16 行事性が認められるもの。(たとえばアンケート調査、研究結果報告書の作成などでないこと)
- 17 その他、総合的に判断し、本会の後援が適すると判断されるもの。